

10) 税金

I 国税

国税に関する控除・非課税適用を受けるには

(1) 所得税に関する障がい者の所得控除（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

税額の計算の基礎となる所得から所得控除として、次の区分により一定額が控除されます

区 分			身体障がい (等級)						知的障がい (知能指数)		精神障がい (等級)		控除額 (万円)	
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	3 5 以下 A(A1 ～A 2)	7 5 以下 B(B1 ～B2)	1 級	左記 以外	基礎 控除等 ※所得 により 変動有	障害者 控除等
納税者		障がい者			○	○	○	○		○		○	48	27
		特別障がい者	○	○					○		○		48	40
控除対象配偶者	一般	障がい者			○	○	○	○		○		○	38	27
		特別障がい者	非同居	○	○				○		○		38	40
			同居	○	○				○		○		38	75
	老人 70歳 以上	障がい者			○	○	○	○		○		○	48	27
		特別障がい者	非同居	○	○				○		○		48	40
			同居	○	○				○		○		48	75
扶養親族	一般年少 0歳以上 15歳以下	障がい者			○	○	○	○		○		○	0	27
		特別障がい者	非同居	○	○				○		○		0	40
			同居	○	○				○		○		0	75
	一般 16歳以上 18歳以下 23歳以上 69歳以下	障がい者			○	○	○	○		○		○	38	27
		特別障がい者	非同居	○	○				○		○		38	40
			同居	○	○				○		○		38	75
	特定 19歳以上 22歳以下	障がい者			○	○	○	○		○		○	63	27
		特別障がい者	非同居	○	○				○		○		63	40
			同居	○	○				○		○		63	75

区 分				身体障がい (等級)						知的障がい (知能指数)		精神障がい (等級)		控除額 (万円)	
				1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	3 5 以下 A(A1 ～A 2)	7 5 以下 B(B1 ～B2)	1 級	左記 以外	基礎 控除等	障害者 控除等
扶養親族	老人 70歳以上	障がい者	非同居			○	○	○	○		○		○	48	27
			同居			○	○	○	○		○		○	58	27
		特別障 がい者	非同居	○	○					○		○		48	40
			同居	○	○					○		○		58	75

(注) 同居老親等とは、本人又は配偶者の直系尊属で本人又は配偶者と同居を常況とする方です

【窓口】 佐久税務署（給与所得者の場合は、勤務先の給与担当）

(2) 所得税に関する医療費控除

窓口	佐久税務署
手続	確定申告等が必要です
内容	身体障がい者本人や生計を一にする配偶者や扶養親族のために支払った一定額以上の医療費は、所得から控除することができます
対象	診療費の他、次の費用も医療費控除の対象となります ・ 6ヶ月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書のあるもの（紙おむつの購入費用及び貸おむつの賃借料） ・ 人工肛門又は尿路変向（更）のストマを有しているため、ストマケアの治療上必要と医師が証明する場合のストマ用装具代 ・ 医療系サービス及び医療系サービスと併せて利用する在宅介護サービスについて、その介護に要する費用 ・ 介護福祉士等による喀痰吸引及び経管栄養の対価 等

(3) 利子等の非課税（障害者等のマル優）（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

窓口	ゆうちょ銀行（郵便局）、銀行、証券会社等
手続	確認書類（手帳、年金証書等、確認書類）が必要です
内容	一定の手続きにより預け入れた郵便貯金、少額貯蓄及び購入した少額公債については、それぞれの制度につき元本 350 万円を限度として利子等が非課税になります
利用できる者	・ 身体障害者手帳の交付を受けている方 ・ 療育手帳の交付を受けている方 ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・ 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の障がいを支給事由とする年金を受けている方 ・ 障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当を受けている方

(4) 消費税の非課税

(身体障がい者)

窓口	佐久税務署	
内容	身体障がい者が使用するための特殊な性状、構造又は機能を有する次の物品の譲渡、貸付け等が非課税となっています	
	区分	対象品目
	補装具	義肢、装具、補聴器、車いす等
	日常生活用具	視覚障がい者用拡大図書器、特殊寝台、体位変換器等
	改造自動車	・身体障がい者が運転できるよう補助手段が講じられているもの ・車いすを使用する者を、車いすとともに搬送できるよう昇降装置を装備し、かつ車いすの固定に必要な手段を施してあるもの
(注) これらの商品については、地方消費税(県税)についても課されません		

(5) 相続税に関する障がい者控除

(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)

窓口	佐久税務署											
内容	相続人に障がいがある場合、相続税から一定額が控除されます											
	等級 区分	身体障がい						知的障がい		精神障がい		税額控除額
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	重度	左記以外	1級	左記以外	
	相続人	○	○					○		○		20万円*85歳に達するまでの年数
				○	○	○	○		○		○	10万円*85歳に達するまでの年数

(6) 贈与税の非課税

(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)

窓口	信託銀行等											
内容	特定障害者を受益者として、信託会社等と「特定障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価格のうち、6,000万円(特定障害者のうち、特別障がい者以外の者にあつては、3,000万円)までは、贈与税の課税価格に算入されません											
	等級 区分	身体障がい						知的障がい		精神障がい		税額控除額
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	重度	左記以外	1級	左記以外	
	受益者	○	○					○		○		6,000万円
												3,000万円

II 地方税

地方税に関する障がい者控除

(1) 市県民税に関する障がい者控除 (身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)

税額計算の基礎となる所得から所得控除として、次の区分により一定額が控除されます

区 分			身体障がい (等級)						知的障がい (知能指数)		精神障がい (等級)		控除額 (万円)	
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	3 5 以下 A(A1 ~A 2)	7 5 以下 B(B1 ~B2)	1 級	左記 以外	基礎 控除等	障害者 控除等
納税者		障がい者			○	○	○	○		○		○	43	26
		特別障がい者	○	○					○		○		43	30
扶養配偶者	一般	障がい者			○	○	○	○		○		○	33	26
		特別障がい者	非同居	○	○				○		○		33	30
			同居	○	○				○		○		33	53
	老人 70歳以上	障がい者			○	○	○	○		○		○	38	26
		特別障がい者	非同居	○	○				○		○		38	30
			同居	○	○				○		○		38	53
扶養親族	一般年少 0歳以上 15歳以下	障がい者			○	○	○	○		○		○	0	26
		特別障がい者	非同居	○	○				○		○		0	30
			同居	○	○				○		○		0	53
	一般 16歳以上 18歳以下 23歳以上 69歳以下	障がい者			○	○	○	○		○		○	33	26
		特別障がい者	非同居	○	○				○		○		33	30
			同居	○	○				○		○		33	53
	特定 19歳以上 22歳以下	障がい者			○	○	○	○		○		○	45	26
		特別障がい者	非同居	○	○				○		○		45	30
			同居	○	○				○		○		45	53
	老人 70歳以上	障がい者	非同居			○	○	○	○		○		38	26
			同居			○	○	○	○		○		45	26
		特別障がい者	非同居	○	○				○		○		38	30
			同居	○	○				○		○		45	53

【窓口】 小諸市税務課（給与所得の場合は、勤務先の給与担当）

合計所得 135 万円以下の障がい者は、市県民税が非課税となります

(2) 個人事業税の非課税

内容	両眼の視力を喪失した者及び万国式視力表により測定した両眼の視力が 0.06 以下の者が行う、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業は非課税となっています。詳しくは東信県税事務所にお問い合わせください
----	---

(3) 自動車税（種別割・環境性能割）の減免（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）
障がいの程度が別表に該当する者であって、次の場合、自動車税（種別割・環境性能割）が申請により減免されます

区分	対象者	身体障がい者		知的障がい者	精神障がい者
		(18歳以上)	(18歳未満)		
所有者	本人	○	—	○	○
	同一生計者	×	○	○	○
	本人 ※障がい者等のみで 構成される世帯の場合	○	—	○	○
運転者	本人	○	—	○	○
	同一生計者	○	○	○	○
	日常的介護者 ※障がい者等のみで 構成される世帯の場合	○	—	○	○

※本人とは・・・ 障がいのある方本人が運転すること

※同一生計者とは・・・ 障がいのある方の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、障がいのある方と生計が一緒の方が専ら運転すること

※日常的介護者とは・・・ 障がいのある方の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、日常的に障がいのある方を介護する方が専ら運転すること

※減免申請の時期※

- ・ 4月1日現在で自動車を既に所有している者は、4月1日から納期限まで
- ・ 年度途中で身体障害者手帳等の交付等を受けた場合等は、手帳の交付年月日又は減免の要件に該当することとなった日から30日以内
- ・ 自動車を登録した日から30日以内（登録時に申請することも可能）

別表 自動車税（種別割・環境性能割）の減免制度が利用できる方は次のとおりです

身体障がい			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	・◎は同一生計者又は日常的介護者が運転する場合も対象となります ・○は本人が運転する場合に限ります ・内部障がいとは、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障がいのことです ・免疫障がいとは、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいのことです ・音声機能障がいは、喉頭摘出による場合に限ります ・2以上の障がいがある場合は、それぞれの障がいの程度等につき減免の対象となるかの判断になりますので、東信県税事務所にお問い合わせください
	視覚		◎	◎	◎	◎			
	聴覚			◎	◎				
	平衡				◎				
	音声				○				
	上肢		◎	◎					
	下肢		◎	◎	◎	○	○	○	
	体幹		◎	◎	◎		○		
	脳原性	上肢	◎	◎					
		移動	◎	◎	◎	○	○	○	
	内部障がい		◎		◎				
	免疫機能障がい		◎	◎	◎				
肝臓機能障がい		◎	◎	◎					
知的障がい			療育手帳A1、A2の交付を受けている者						
精神障がい			精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者						

※自家用・営業用を問わず、専ら身体障がい者等の利用に供すると認められる身体障がい者輸送車又は入浴車を取得する場合は、減免される制度があります

（注）上記は制度の概略ですので、詳しくは東信県税事務所（0267-63-3135）にお問い合わせください

※軽自動車税（種別割）の減免制度は、小諸市税務課にお問い合わせください